

地方拠点強化税制における雇用促進税制に関する Q&A

(令和5年4月1日 現在)

【地方拠点強化税制における雇用促進税制について】

- Q1 地方拠点強化税制における雇用促進税制とはどのような制度か。
- Q2 有期契約労働者や短時間労働者などのいわゆる非正規雇用労働者は、税額控除の対象となるのか。
- Q3 勤務地・職務限定正社員や短時間正社員は、税額控除の対象となるのか。
- Q4 地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用要件を一度でも満たした場合には、その後適用年度中であれば継続して雇用促進税制の適用を受けることができるのか。
- Q5 雇用者の採用を複数回に分けて行った場合や事業年度中に雇用者の離職があった場合でも、事業年度終了時に雇用者が増加していれば地方拠点強化税制における雇用促進税制の対象となるのか。
- Q6 白色申告書を提出している場合であっても地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けることができるのか。
- Q7 雇用者にはどのような人が含まれるのか。ハローワークを活用して雇い入れた人のみが対象となるのか。
- Q8 外国人技能実習生や短時間労働者であっても、雇用保険一般被保険者であれば、雇用者に該当するのか。
- Q9 地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けるためには、適用年度とその適用年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度（個人事業主の場合は暦年）に、「事業主都合による離職者」がないことが要件の一つとされているが、「事業主都合による離職」とは、具体的にどのような理由による離職を指すのか。
- Q10 税制適用年度中に高年齢被保険者になった場合、雇用者の増加数はどのように計算するのか。
- Q11 新設法人や新たに事業を開始した個人事業主は、いつから地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けることができるのか。
- Q12 法人が適用年度において決算期変更を行った場合には、適用年度はどのようになるのか。
(例) 3月決算の法人が、令和4年10月1日から、9月決算に変更した場合

Q13 雇い入れ助成金などと地方拠点強化税制における雇用促進税制を同一年度で併用することはできるのか。

Q14 「賃上げ促進税制」を同一年度で併用することはできるのか。

Q15 雇用促進計画期間中に有期雇用（一般被保険者ではない）の契約期間が終了し、無期雇用かつフルタイム（一般被保険者）として改めて雇い入れられ、計画期間終了日において特定業務施設に勤務している人は、50万円（拡充型の場合は30万円）の税額控除の対象となるか。

【雇用促進計画について】

Q1 雇用促進計画はどこのハローワークに提出するのか。また、郵送やEメールで提出することはできるのか。

Q2 雇用促進計画の提出締め切り日が休日の場合はどうに取り扱うのか。

Q3 地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用に際して、雇用促進計画を提出するのは1回だけか。

Q4 個人事業主の場合には、雇用促進計画の計画期間はどのようになるのか。

Q5 適用年度開始の日に新規採用した人は、適用年度における雇用者増加数に含めることができるのか。

(例) 令和4年4月1日が事業年度開始の日である場合、同日付けで新規採用をした人

Q6 使用人兼務役員や役員の親族など、雇用者から除かれる人が雇用保険一般被保険者に該当する場合、雇用促進計画－1への記載はどのようにするのか。

Q7 既に採用済みの人についても雇用促進計画－2へ記載するのか。

Q8 計画期間の終了日に離職した人がいた場合は、計画終了時の一般被保険者数に含めるのか。

Q9 出向等によって雇用保険一般被保険者が出向先に異動する場合、雇用者数はどのように考えるのか。

Q10 計画期間の途中で、一般被保険者であった人が、役員等になった場合はどのように考えるのか。

Q11 雇用促進計画期間中に個人事業主から法人になった場合、どのような手続きが必要となるのか。

Q12 計画期間中に組織再編が行われた場合はどのように取り扱うのか。

【令和4年度の税制改正について】

Q1 地方拠点強化税制における雇用促進税制は、どのように改正されたのか。

雇用促進計画の作成・確認などについては、主たる事業所を管轄する労働局又はハローワークまで、税額控除制度については、最寄りの税務署までお問い合わせください。

【地方拠点強化税制における雇用促進税制について】

Q 1 地方拠点強化税制における雇用促進税制とはどのような制度か。

A 1 地方拠点強化税制における雇用促進税制とは、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 17 条の 2 第 4 項に規定する認定事業者が、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「整備計画」という。）の認定を受けた日（平成 27 年 8 月 10 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に限る）の翌日以後 2 年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度（個人事業主の場合は認定を受けた日の属する年以後 3 年内の各暦年）において、一定の要件を満たす場合は、適用年度における法人税の額（個人事業主の場合は、所得税の額）から、次の金額の合計額の控除が受けられる制度です。ただし、控除できる税額は、オフィス減税（※1）での控除額と合わせてその適用年度における法人税の額（個人事業主の場合は、所得税の額）の 20%が限度となります。

（※1）認定事業者が特定業務施設（※2）を新設又は増設した場合、その取得価額に対し特別償却又は税額控除が受けられるもの。

（※2）本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして地域再生法施行規則で定める業務施設をいい、登記簿上の判断ではなく実際に本社機能を有する業務施設をいいます。（具体的には一定の要件を満たす事務所、研究所、研修所を指します。）

・以下の①と②の合計額を適用年度の法人税額（個人事業主の場合は、所得税額）から控除する。

① 50 万円（拡充型については、30 万円）に、特定業務施設の雇用保険一般被保険者の増加数（法人全体（もしくは個人事業主全体）の雇用保険一般被保険者の増加数が上限）のうち特定業務施設の無期雇用かつフルタイムの新規雇用者（※1）の数に達するまでの数を乗じて計算した金額

② 40 万円（拡充型については、20 万円）に、特定業務施設の雇用保険一般被保険者の増加数（法人全体（もしくは個人事業主全体）の雇用保険一般被保険者の増加数が上限）から特定業務施設の新規雇用者（※1）の数を控除した数（0 を下回る場合は 0）のうち他の事業所から各特定業務施設へ転勤した無期雇用かつフルタイムの雇用者（新規雇用者（※1）を除く。）の数に達するまでの数を乗じて計算した金額

・移転型の場合は、上記の①と②の合計額に加え、40 万円（30 万円（※2））に、当該適用年度及び当該適用年度以前の全ての適用年度の移転型事業に係る特定業務施設の雇用保険一般被保険者の増加数の合計を乗じて計算した金額を適用年度の法人税額（個人事業主の場合は、所得税額）から控除する。（雇用を維持していれば最大 3 年間継続。）

（※1）計画期間中に新たに雇用された雇用者で、当該適用年度の終了日に当該特定業務施設に雇用保険一般被保険者として勤務している者をいう。

（※2）特定業務施設の所在地が、準地方活力向上地域（中部圏及び近畿圏の中心部）内の場合。

Q2 有期契約労働者や短時間労働者などのいわゆる非正規雇用労働者は、税額控除の対象となるのか。

A2 地方拠点強化税制における雇用促進税制の税額控除対象者は、特定業務施設において新たに雇用された無期雇用かつフルタイム（※1）の人及び他の事業所からの転勤者のうち無期雇用かつフルタイム（※1）の人となるため、非正規雇用労働者は雇用保険一般被保険者であっても対象となりません。ただし、移転型の場合に、40万円（30万円（※2））に適用年度及び当該適用年度以前の全ての適用年度の移転型事業に係る特定業務施設の雇用保険一般被保険者の増加数の合計を乗じて計算した金額の控除（雇用を維持していれば最大3年間継続。）については、非正規雇用労働者も雇用保険一般被保険者であれば対象となります。

- （※1）地方拠点強化税制における雇用促進税制において、無期雇用とは、労働契約法（平成19年法律第128号）第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していることをいい、フルタイムとは、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者でないことをいいます。
- （※2）特定業務施設の所在地が、準地方活力向上地域（中部圏及び近畿圏の中心部）内の場合。

Q3 勤務地・職務限定正社員や短時間正社員は、税額控除の対象となるのか。

A3 企業によって社員の呼び方が異なる場合がありますので、一概にはお答えできませんが、勤務地・職務限定正社員は、無期雇用かつフルタイム（※1）であれば地方拠点強化税制における雇用促進税制の税額控除の対象となります（※2）。

短時間正社員についても短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者に該当する場合は非正規雇用労働者になるため、この場合はQ2をご覧ください。

なお、いずれの場合も雇用保険一般被保険者であることが条件となります。

- （※1）地方拠点強化税制における雇用促進税制において、無期雇用とは、労働契約法（平成19年法律第128号）第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していることをいい、フルタイムとは、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者でないことをいいます。
- （※2）無期雇用かつフルタイムの要件を満たす場合、計画期間中に新規雇用され計画期間の末日に特定業務施設に勤務する新規雇用者は1人当たり50万円（30万円（※3））、他の事業所から各特定業務施設への転勤者（新規雇用者を除く）は1人当たり40万円（20万円（※3））、の税額控除が受けられます。
- （※3）拡充型の場合。

Q4 地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用要件を一度でも満たした場合には、その後、適用年度中であれば継続して雇用促進税制の適用を受けることができるのか。

A4 地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けるためには、適用年度ごとに、その都度、適用要件を満たしていることが必要となりますので、適用要件を満たしていない事業年度については、税制の適用を受けることができません。

また、雇用促進計画についても、適用年度ごとに提出していただくことになります。

Q5 雇用者の採用を複数回に分けて行った場合や事業年度中に雇用者の離職があった場合でも、事業年度終了時に雇用者が増加していれば地方拠点強化税制における雇用促進税制の対象となるのか。

A5 同一の適用年度中に、雇用者の採用が複数回行われた場合や雇用者自身の都合による離職があった場合には、これらの採用や離職による雇用者数の増減を含めた適用年度の末日と適用年度の初日の前日のそれぞれの雇用者数を基に、雇用者増加数を計算します。

ただし、適用年度とその適用年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度（個人事業主の場合は暦年）において事業主都合による離職者がいないことが適用要件の1つとされていますので、これらの期間において事業主都合による離職者がいる場合には、地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けることができません。

※ 「事業主都合による離職者」の詳細については、Q9をご覧ください。

Q6 白色申告書を提出している場合であっても地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けることができるのか。

A6 地方拠点強化税制における雇用促進税制は、他の多くの企業向け租税特別措置の場合と同様に、青色申告書を提出する事業主であることが要件の1つとされており、適用年度において青色申告書を提出している法人又は個人事業主が対象となりますので、青色申告書を提出していない場合（白色申告書を提出している場合）には、地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けることができません。

Q7 雇用者にはどのような人が含まれるのか。ハローワークを活用して雇い入れた人のみが対象となるのか。

A7 雇用者とは、法人又は個人事業主に雇用されている人のうち雇用保険一般被保険者をいい、ハローワークを活用しない方法で雇い入れた場合も対象となります。

ただし、使用人兼務役員及び役員の特殊関係者は、雇用者から除かれます。
なお、役員の特殊関係者とは、次の人をいいます。

- (1) 役員又は個人事業主の親族
- (2) 役員又は個人事業主と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人
- (3) 役員又は個人事業主から生計の支援を受けている人
- (4) 上記(2)、(3)の人と生計を一にしている、これらの人の親族

Q8 外国人技能実習生や短時間労働者であっても、雇用保険一般被保険者であれば、雇用者に該当するのか。

A8 雇用保険一般被保険者であれば、雇用者に該当します。
また、短時間労働者などの非正規雇用労働者の税額控除については、Q2をご覧ください。

Q9 地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けるためには、適用年度とその適用年度開始の前日1年以内に開始した各事業年度（個人事業主の場合は暦年）に、「事業主都合による離職者」がないことが要件の一つとされているが、「事業主都合による離職」とは、具体的にどのような理由による離職を指すのか。

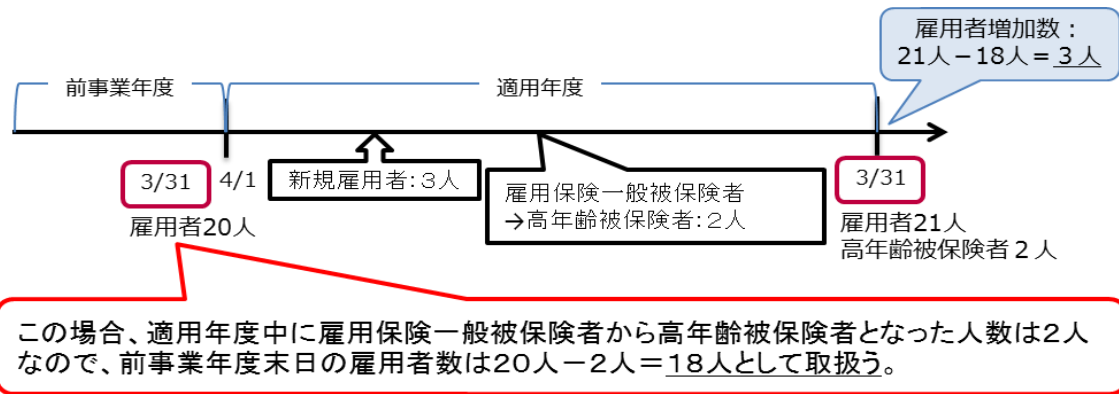
A9 「事業主都合による離職」とは、雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「3 事業主の都合による離職」に該当するものを指します。

具体的には、次の(1)及び(2)のような場合が該当します。

- (1) 人員整理、事業の休廃止等による解雇
ただし、以下のような場合は当てはまりません。
 - ・ 労働者の責めに帰すべき重大な事由による解雇
 - ・ 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇
- (2) 事業主の勧奨等による任意退職
ただし、実質的には労働者の都合による任意退職であるのに事業主が退職金等を支給するために勧奨退職の形式をとった場合は該当しません。

Q10 税制適用年度中に高年齢被保険者になった場合、雇用者の増加数はどのように計算するのか。

A10 適用年度開始の日の前日の一般被保険者数から適用年度中に高年齢被保険者になった人数を減じた数と、適用年度末の一般被保険者数を比較することになります。この例では、前期末が18人(20-2)、当期末が21人となり、雇用者増加数は3人となります。(下図参照)



Q11 新設法人や新たに事業を開始した個人事業主は、いつから地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けることができるのか。

A11 新設法人については設立事業年度の翌事業年度から、新たに事業を開始した個人事業主については事業を開始した年の翌年から、それぞれ地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けることが可能となります。ただし、合併、分割又は現物出資による法人設立や相続又は包括遺贈による事業継承の場合は、設立事業年度あるいは事業開始の日を含む年から地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けることができます。

Q12 法人が適用年度において決算期変更を行った場合には、適用年度はどのようなになるのか。
(例) 3月決算の法人が、令和4年10月1日から、9月決算に変更した場合

A12 お尋ねの例では、令和4年4月1日から同年9月30日までの間の事業年度が適用年度となります。
この場合には、事業主都合による離職者がいないことの要件における適用年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の事業年度になります。

Q13 雇い入れ助成金などと地方拠点強化税制における雇用促進税制を同一年度で併用することはできるのか。

A13 助成金と税制では政策手段が異なるため、同一年度で併用することは可能です。

Q14 「賃上げ促進税制」を同一年度で併用することはできるのか。

A14 一定の調整はありますが、併用可能です。

※賃上げ促進税制については、下記URLをご参照ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

Q15 雇用促進計画期間中に有期雇用（一般被保険者ではない）の契約期間が終了し、無期雇用かつフルタイム（一般被保険者）として改めて雇い入れられ、計画期間終了日において特定業務施設に勤務している人は、50万円（拡充型の場合は30万円）の税額控除の対象となるか。

A15 適用年度中に新たに一般被保険者となり無期雇用かつフルタイムとして雇い入れられ、計画期間終了日に当該特定業務施設で勤務していれば、50万円（拡充型の場合は30万円）の税額控除の対象となります。なお、計画期間開始前から一般被保険者として雇用され特定業務施設で勤務している人については、計画期間中に労働条件が変更となり無期雇用かつフルタイムになったとしても税額控除の対象とはなりません。

【雇用促進計画について】

Q1 雇用促進計画はどこのハローワークに提出するのか。また、郵送やEメールで提出することはできるのか。

A1 主たる事業所の所在地（法人の場合は本店又は主たる事務所、グループ通算制度の承認を受けている法人については、そのグループ通算制度に係る通算親法人の本店又は主たる事務所）の所在地を管轄するハローワークに提出して下さい。

また、郵送やEメール※による受付も可能ですが提出期限必着となります。

なお、雇用促進計画の達成状況の確認については、お預かりしてから返送までに約2週間（4～5月は1か月程度）を要しますので、地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けようとしている場合には、確定申告書の提出期限に留意して、余裕をもって提出して下さい。

※Eメールによる提出について

Eメールにより提出する場合は、雇用促進計画の受付から達成状況の確認まで一連の手続きをEメールで希望する事業主に限らせていただきます（この場合、雇用促進計画の達成状況については労働局・ハローワークで確認後、確認印を押印のうえPDF化してメールで交付させていただきます。）。

また、Eメールによる提出にあたっては、雇用促進計画の所定様式及び確認書類を提出する場合に加え、雇用促進計画の所定様式をEメールで提出し、確認書類は郵送とする方法も可能としています。

なお、Eメールは雇用促進計画提出用アドレス (sokusinkeikaku@mhlw.go.jp) を使用していただき、メールの容量が10MBを超える場合は郵送をご利用ください。

Q2 雇用促進計画の提出締め切り日が休日の場合はどのように取り扱うのか。

A2 翌開庁日が提出締め切り日となります（郵送の場合は、期日までの必着となります。）。詳細は、提出を予定している各公共職業安定所等にお問い合わせ下さい。

Q3 地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用に際して、雇用促進計画を提出するのは1回だけか。

A3 地方拠点強化税制における雇用促進税制については、法人の場合は整備計画の認定を受けた日（平成27年8月10日から令和6年3月31日までの間に限る）からその翌日以後2年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度（個人事業主の場合は整備計画の認定を受けた日の属する年以後3年内の各年。）が税制適用期間となります。

整備計画が移転型の場合、上乘せ部分の適用を受けるためには、税制適用期間開始後の全ての事業年度（もしくは暦年）における法人（もしくは個人事業主）全体の雇用者増加数及び特定業務施設における雇用者増加数を証明する必要があるため、税制適用期間は毎事業年度（もしくは毎年）雇用促進計画の

提出及び達成状況の報告を行って下さい。

Q4 個人事業主の場合には、雇用促進計画の計画期間はどのようになるのか。

A4 個人事業主の場合は、整備計画の認定を受けた日（平成27年8月10日から令和6年3月31日までの間に限る）の属する年以後3年内の各年の1月1日（整備計画の認定を受けた日を含む年は、当該認定日）から12月31日までを計画期間として雇用促進計画を作成し、提出することになります。

Q5 適用年度開始の日に新規採用した人は、適用年度における雇用者増加数に含めることができるのか。

（例）令和4年4月1日が事業年度開始の日である場合、同日付けで新規採用をした人

A5 適用年度における雇用者増加数に含まれる新規雇用者について、当該年度内であれば、その採用の時期は問われません。

ただし、雇用促進計画では、適用年度末日と適用年度開始の日の前日のそれぞれの時点での雇用者数を比較することにより、計画の達成状況を確認することになります。したがって、お尋ねの例のように令和4年4月1日付けで新規採用をした人について、年度途中で離職等した場合には、雇用者増加数に含まれないこととなります。

Q6 使用人兼務役員や役員の親族など、雇用者から除かれる人が雇用保険一般被保険者に該当する場合、雇用促進計画－1への記載はどのようにするのか。

A6 雇用保険一般被保険者であっても使用人兼務役員や役員の特殊関係者については、地方拠点強化税制における雇用促進税制においては雇用者には含まれません。（【地方拠点強化税制における雇用促進税制について】のQ7をご覧ください。）

現行の様式で提出する場合は、雇用保険一般被保険者のうち使用人兼務役員又は役員の特殊関係者に該当する人の数を所定の欄に記載してください。

Q7 既に採用済みの人についても雇用促進計画－2へ記載するのか。

A7 雇用促進計画－2は、ハローワークにおいて新規の雇い入れを支援するために活用するものなので、既に採用済みの人についての記載は不要です。

Q8 計画期間の終了日に離職した人がいた場合は、計画終了時の一般被保険者数に含めるのか。

A8 計画期間の終了日に離職した人は、その日時点では一般被保険者に該当し、翌日から一般被保険者に該当しないこととなりますので、計画期間終了の日における一般被保険者には含まれます。

ただし、同日付けで離職が発生したことになりますので、その離職が事業主都合による離職の場合には、地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けるための要件を満たさないこととなります。

Q9 出向等によって雇用保険一般被保険者が出向先に異動する場合、雇用者数はどのように考えるのか。

A9 出向等に伴い、出向先に雇用保険一般被保険者資格が移動する場合は、出向先において雇用者数が増加し、出向元では雇用者数が減少することになります。

Q10 計画期間の途中で、一般被保険者であった人が、役員等になった場合はどのように考えるのか。

A10 計画期間中に、一般被保険者であった人が、使用人兼務役員や役員の特典関係者となった場合、計画期間の終了日の一般被保険者数から控除されます。そのため、地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けるためには、その減少する人数も考慮して、必要な要件を満たす一般被保険者数を増加させる必要があります。

Q11 雇用促進計画期間中に個人事業主から法人になった場合、どのような手続きが必要となるのか。

A11 お尋ねの場合は、個人事業主としての事業を廃止し、法人を設立して新たに事業を開始したことになりますので、法人の設立事業年度では地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けることができません（新設法人の地方拠点強化税制の雇用促進税制の適用については、【地方拠点強化税制における雇用促進税制について】Q11 をご覧下さい。）。

また、特定業務施設を含む組織再編がなされた場合には、整備計画の変更届を整備計画の認定主体（都道府県知事）へ届け出る必要があります。

なお、法人設立の日を含む事業年度内に都道府県知事より整備計画の認定を受けた場合、当該年度は地方拠点強化税制における雇用促進税制の適用を受けることはできませんが、翌事業年度以降に適用を受けるため、移転型の場合は必ず、拡充型の場合はできるだけ、設立の日を含む事業年度から雇用促進計画の提出及び達成状況の報告を行って下さい（Q3 も参照下さい。）。

Q12 計画期間中に組織再編が行われた場合はどのように取り扱うのか。

A12 計画期間中に合併又は分割による組織再編が行われた場合には、この組織再編に伴う被保険者の異動が計画期間の初日の前日（計画期間の初日が整備計画の認定日である場合には、当該初日が含まれる事業年度開始の日の前日）に生じたものとみなします。また、計画期間終了後に、雇用促進計画の達成状況とともに「雇用促進計画-3」を記入し、提出する必要があります。詳細は、「雇用促進計画提出手続きパンフレット」の16～17ページをご覧ください。

なお、計画期間中に事業譲渡が行われた場合については、事業譲渡は合併、分割による組織再編とは異なりますので、事業譲渡に伴う被保険者の異動があった場合は、事業譲渡を受けた側で被保険者が増加したとみなします。

また、特定業務施設を含む組織再編がなされた場合には、整備計画の変更届を整備計画の認定主体（都道府県知事）へ届け出る必要があります。

【令和4年度の税制改正について】

Q1 地方拠点強化税制における雇用促進税制は、どのように改正されたのか。

A1 令和4年度における地方拠点強化税制における雇用促進税制の変更点の概要は次のとおりです。

項目	令和3年度	令和4年度以降
特定業務施設の雇用者増加数の要件	地方事業所基準雇用者数のうち、有期雇用又はパートタイムである新規雇用者を除いた数が2人以上であること	廃止
対象雇用者の範囲①（整備計画の認定の日以後に特定業務施設以外の施設において新たに雇用された無期雇用かつフルタイムの要件を満たす雇用者で雇用された日を含む事業年度終了の日において特定業務施設に勤務する者）	新規雇用者としては税額控除の対象とならない	新規雇用者として税額控除の対象に追加
対象雇用者の範囲②（有期雇用又はパートタイムである転勤者）	税額控除の対象	税額控除の対象外 ただし、移転型の上乗せ措置は対象
整備計画の認定日を含む適用年度の雇用促進計画の提出期限	整備計画の認定後2か月以内	整備計画の認定後3か月以内